主屋	一棟	同　大字生実字樫原九六番地
納屋	一棟	同　大字生実字樫原九六番地
主屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
納屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
ウシヤ	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
便所	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
主屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
納屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
ウシヤ	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
便所	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
主屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
納屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
ウシヤ	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
木小屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
主屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
便所	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
主屋	一棟	同　大字生実字樫原一〇四番地
納屋・便所	一棟	同　大字生実字福山五五番地一

○文部科学省告示第五十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十五年文部科学省告示第六十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　天草市﨑津・今富の文化的景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	熊本県天草市河浦町﨑津字村上五三七

○文部科学省告示第五十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十四年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

別表五中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

別表五　小値賀諸島の文化的景観

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
母屋兼店舗	一棟	小値賀町笛吹郷一六六八番地、一六七〇番地	母屋兼店舗	一棟	小値賀町笛吹郷一六六八番地、一六七〇番地一

○文部科学省告示第五十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　一関本寺の農村景観

種別	員数	所在地
物置	一棟	字若神子一一六
便所	一棟	字若神子一一六

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

盛岡市三本柳一一地割一二番九地内　前　四〇・〇〇～四二・五〇メートル　後　二四・九〇～二七・四〇メートル　〇〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　白河市弥次郎窪二九番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

秋田市飯島道東三丁目二三三番四から同市飯島字堀川六〇番二まで　前　二一・五三～七一・八七メートル　後　二〇・一四～三六・六九　〇〇・四〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所